

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

日産合成工業株式会社メールマガジン 第 49 号 (2010・08・06) でお知らせしたとおり、「新成長戦略 (基本方針) ～輝きのある日本へ～」が 2009 年 12 月に閣議決定されました。これを踏まえて総合科学技術会議基本政策専門調査会がこれからの我が国の科学技術のあるべき姿を 2010 年 5 月に科学技術基本計画 (案) として公表しました。これによると、我が国の強みを活かす成長分野として、グリーン・イノベーションとライフ・イノベーションという二つの大きな柱が立てられ、今後の科学技術関連予算も要員配置もこの二本の柱を中心として行うことが明記されています。ところが、基本計画で言う「グリーン」とは再生可能で環境にやさしいエネルギー (太陽光発電、風力発電など) を指し、「ライフ」は人間の健康を指しています。農業から得られるバイオエネルギーや人間の健康の根幹となる農業・農村などの食糧生産性向上とその持続のための科学技術開発にはほとんど触れられていません。つまり、食料問題の大切さが全く欠如しています。

これに対して、農林水産省では、安全な食料の安定供給、国内における食糧生産の根幹をなす農業と農村の維持を強調した農業の維持を柱とする「新たな食料・農業・農村基本計画」を策定し、生産局畜産部は、これを実現するための、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針 (以下、酪肉近基本方針)」を策定しました。これらは今後 10 年間の我が国の農業生産の方向性を定める大切な方針です。

そこで、ここでは、まず「新たな食料・農業・農村基本計画」のポイントを紹介します。

農業の現状

1. 食料の安定供給に対する不安
2. 食料自給率は低迷し、農産物価格は、高い水準で推移すると予測されています。
3. 食料自給率の低迷 73% (S40) → 41% (H20) (供給熱量ベースの食料自給率)
4. 「食品 110 番」の受付状況 15,162 件 (H16) → 26,222 件 (H20)

注: 「食品 110 番」は、食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受け取るために農林水産省が設置したホットラインで、平成 14 年 2 月 15 日より運用を開始しています。

農業・農村の疲弊

農業所得は大幅に減少し、主業農家の減少など後継者不足が深刻化しています。

1. 農業所得の減少 6.1 兆円 (H2) → 3.3 兆円 (H19)
2. 主業農家の減少 82.0 万戸 (H2) → 34.5 万戸 (H21)
3. 耕作放棄地の増大 21.7 万 ha (H2) → 38.6 万 ha (H17)
4. 基幹農業従事者の高齢化 基幹的農業従事者の 6 割が 65 歳以上
5. 農業従事者の平均年齢 59.6 歳 (H7) → 62.2 歳 (H12) → 64.2 歳 (H17)

農業農村は食料を安定的に供給する重要な機能に加え水源のかん養や美しい景観・伝統文化の継承、国土保全へ貢献しています。こうした多面的機能の恩恵は、都市部に住む人々を含め、国民皆さんが受けることができます。こうした機能や価値は、お金で買うことのできないものであり、農業・農村の持つ様々な価値を全国民が共有し、それを支えていくことが必要です。農業・農村の疲弊はこの国民的な財産を危うくするものです。

政策的な対応方向

食料の安定供給を確保を国家の最も基本的な責務とし、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置付け、「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を明記しています。とくに食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた新たな施策の基本的な方針として

1. 再生産可能な経営を確保
2. 多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押し
3. 意欲ある多様な農業者を育成・確保
4. 優良農地の確保と有効利用を実現
5. 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化
6. 安心を実感できる食生活の実現

具体的な目標

1. 食料自給率目標を 50%に引上げ

世界の穀物等の需給は中長期的にひっ迫基調が見込まれる中で、今後の農政にとって、食料自給率を最大限向上させていくことは必要不可欠です。

このため、人口減少社会、高齢化社会が進展する中、我が国の水田をはじめとした生産資源を最大限活用するとともに、従来以上に消費者の理解を得ながら、需要に応じた生産を行い、輸入原料に依存する食品を国産原料に置き換えるなどの取組を通じ、食料自給率目標 50%の達成を目指すこととしています。

2. 食料：食の安全と消費者の信頼の確保と新鮮な農産物や高品質な食品の安定的な供給

食の安全と消費者の信頼を確保するため、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、食品の安全性向上やフードチェーンにおける取組（トレーサビリティ、GAP、HACCP）を拡大します。また、加工食品の原料原産地表示の義務付けを着実に拡大するほか、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」の検討を行います。

- 1) GAP：産地における取組拡大と取組内容の高度化の推進
- 2) HACCP → 中小規模層でも低コストで導入できる手法の構築・普及
- 3) トレーサビリティ → 米穀等以外の飲食品に対する義務付け等の検討
- 4) 食品表示 → 加工食品における原料原産地表示の義務付け等を着実に拡大

3. 食と農の結び付きの強化

食育や地産地消の推進など、国産農産物の生産と食生活の結び付きを強化します。

4. 農業：戸別所得補償制度の創設（平成 22 年度戸別所得補償モデル対策スタート）

「戸別所得補償制度」の創設により、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備します。これを土台に農業者の創意工夫による取組を後押しすること等により、競争力ある経営体が育成・確保されるようにします。

5. 農業の持つ多面的機能の維持

- 1) 空気・水・土壌の維持保全
- 2) 国土や自然環境の保全
- 3) 災害の防止

6. 農村：農業・農村の 6 次産業化の推進

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第 2 次・第 3 次産業の融合等により農山漁村に由来するバイオマスなどのあらゆる「資源」と食品産業、観光産業、IT 産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の 6 次産業化を推進します。

7. 農村の振興

都市と農村の交流や、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策などにより、集落機能の維持と地域資源・環境の保全を進めます。

また、これまでの都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討するとともに、都市農業振興のための取組を推進します。

8. 畜産物

畜産物については、飼料自給率の向上を掲げ現在の 26%を 10 年間で 38%まで高める数値目標を示しています。